

時間外労働等改善助成金

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース

2020年3月

社会保険労務士法人エール
門舛 愛

明日の元気は、エールがつくる。

社会保険
労務士法人 **YELL** 



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html

厚生労働省HPから
下記ダウンロード
できます。

- ・リーフレット
- ・支給要綱
- ・支給申請書類

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 仕事と生活の調和 > 労働時間等の設定の改善 > 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）

時間外労働等改善助成金（テレワークコース）

重要なお知らせ

- ・「新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース」を創設しました。
(令和2年3月9日～)
- ・従来のテレワークコースは[こちら](#)

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

雇用・労働



	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の概要
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 （※試行的に導入している事業主も対象となります）
助成対象の 取組	・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等 （※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません）
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象 となる事業 の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より 前のものも助成対象とします。 〕
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円



新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

☐	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例) ・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	☐	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		☐	労務管理担当者に対する研修
		☐	労働者に対する研修、周知・啓発
		☐	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)



ご利用の流れ

- 1 「時間外労働等改善助成金交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は5月29日（金））
※ 後日、厚生労働省から交付決定通知書が送付されます

- 2 これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲 AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります		
業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

- 3 事業実施期間終了後、テレワーク相談センターに支給申請（締切は7月15日（水））
※ 厚生労働省から支給されます

お問い合わせ先

テレワーク 相談 検索

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

上記のフリーダイヤルがつかない場合には、以下の番号でも受け付けます。（5月31日まで）
電話：03-5577-4724、03-5577-4734
ただし、通信料は発信者負担になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階

(R2.3)

交付申請時の提出書類一覧

番号	書類名	部数	備考
1	交付申請書（様式第1号）	原本1部	
2	事業実施計画（様式第1号別添）	原本1部	
3	登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）	原本1部	事業主住所、代表者職氏名等を確認できる書類
4	労働者災害補償保険法の事業主であることを確認するための書類（「労働保険関係成立届」又は直近の「労働保険概算保険料申告書」。労働保険事務組合委託事業主の場合、「労働保険関係成立届（事務処理委託届）」又は直近の「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」）	写し1部	
5	中小企業事業主であることを確認するための書類（資本金の額または出資の総額や常時使用する労働者の数が確認できる書類）	写し1部	3 登記事項証明書で確認できる場合は省略可



6	(令和2年2月17日から交付申請日までに事業を実施している場合) 事業を実施した日及びその内容が客観的に分かる資料(コンサルティング報告書、改訂後の就業規則、納品書、契約書、研修資料など)	写し1部	
7	(令和2年2月17日から交付申請日までに事業を実施している場合) 実施した事業に要した費用の支出に関する資料(領収書の写し、費用の振り込み記録など。支出した日付が確認できるものに限る。)	写し1部	
8	見積書等(事業を実施するために必要な経費の算出根拠がわかる書類) ※見積書の発行を受けることができない場合、例外的に見積書以外の資料によることを認める場合がある。	写し1部	

見積書の有効期間を超過する見込みである場合、「事業の実施において、価格が変動しても超過分の差額が発生した場合、差額は申請しない」趣旨の文章を、欄外に補足事項として記載願います。



(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)

口座名義 (カタカナ)	〇〇〇〇
----------------	------

2 消費税の適用に関する事項（該当するものに○）

(1) ☐ ア 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定	
☒ イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定	
(2) (1) でイを選択した理由	
☐ ア 免税事業者である	☐ ウ 消費税法別表第3に掲げる法人である
☒ イ 簡易課税事業者である	☐ ニ ア～ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

詳細は「事業者支援」の「不安定等要件」を参照してください。

3 その他

(1) 労働保険料を滞納していないか	☒ 滞納していない ・ ☐ 滞納している
(2) 過去3年間に国から給付される給付金の不正受給を行っていないか	☒ 行っていない ・ ☐ 行った
(3) 暴力団関係事業場に該当しないか	☒ 該当しない ・ ☐ 該当する
(4) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食営業等を行っていないか	☒ 該当しない ・ ☐ 該当する
(5) 倒産していないか	☒ 倒産していない ・ ☐ 倒産している
(6) 交付申請日の前日から起算して過去1年前の日までに賃金不払等の労働関係法令違反を行っていないか	☒ 該当しない ・ ☐ 該当する



6 消費税仕入税額控除について

(1) 助成対象経費からの消費税額の除外について

交付申請書の助成金申請額の算定段階において、消費税額は助成対象経費から除外して助成金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる事業主については、改善事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できるものとします。

- ① 免税事業者である事業主（様式第1号（続紙）2（2）ア）
- ② 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）事業主（様式第1号（続紙）2（2）イ）
- ③ 消費税法別表第3に掲げる法人の事業主（様式第1号（続紙）2（2）ウ）
- ④ 自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業主（様式第1号（続紙）2（2）エ）

(2) 消費税額を含めて交付決定がなされた場合

交付決定で消費税額を含めて交付決定がなされた後、支給申請時に消費税仕入控除税額が明らかな場合には、消費税額を減額して報告頂くようお願いいたします。

(3) 消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還（交付要綱第15条関係）

助成金を受給した事業主において、消費税額の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合も含む。）は、「時間外労働等改善助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書」（様式第14号）を速やかに提出してください。

具体的な作成のポイントについては、「申請書類等の書き方と留意点」を参照してください。



時間外労働等改善助成金事業実施計画

1. 実施体制の整備のための措置

	措置内容	実施した時期 又は実施予定時期
(1) 労働時間等設定改善委員 会の設置等労使の話し合 いの機会の整備	社内における労働時間や年次有給休暇な どに関する事項について、労使で話し合う機 会を設け、事業実施期間中に開催し議事録を 作成する。 会議の名称 <u>労使懇談会</u> 開催年度(開催予定時期) <u>令和4年度(第3回)</u>	令和2年3月以降 (初回以降定期的に 開催)
(2) 労働時間等に関する個々 の苦情、意見及び要望を 受け付けるための担当 者の選任	苦情を改善するため、労使からの労働 者に対する個別の苦情、意見及び要望を 受け付ける担当者として、 職名: <u>お仕事なんでも相談員</u> 氏名: <u>〇〇 〇〇</u> を選任し、職場内の意見要望等の受付体制を 整備する。	令和2年3月
(3) 労働者に対する事業実施 計画の周知	労働者に対して、時間外労働等改善助成 金事業実施計画の周知を図るため。 ☒ 社内メール ☐ 事務所内の見やすい場所へ掲示 ☐ 労働者に直接文書を交付 ☐ その他() を実施する。	令和2年3月

労働時間等設定改善委員会、労使懇談会などの名称を問わず、四年の会議の検討委員として労働時間等の課題を追加することでも可。
その場合、メンバーに労働者を名指ししてください。
担当書照として、最終回、参加者名簿、議事録等を保存・整備願います。

長時間労働による体調不良やメンタル不調、休暇取得の困難、時間シフトの変更など労働時間等の課題についての窓口担当者を選任してください。
従来から選任しているメンタルヘルス担当者などの役割を拡大させるなどでも可。
担当書照として、最終回、周知文書等を保存・整備願います。

改善事業の内容、実施体制の整備のための措置を含む、「時間外労働等改善助成金事業実施計画」の内容を、労働者に就業に促される方法で周知してください。
担当書照として、最終回、周知文書等を保存・整備願います。

口頭による方法は、実施したことを確認することができないため、認められません。



(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)
様式第1号別添(縦紙1)

2 支給対象の事業

(1) 事業の詳細		
事業の内容	実施した時期又は 実施予定時期	所要額の内訳【税抜・税込】
1 外部専門家によるコンサルティング テレワーク導入に向けた労働管理、業務の改善点について、外部専門家に現状の把握・分析、対策の検討を依頼する。	2月20日	専門家謝金 200,000円(税抜) 消費税 20,000円 小計 220,000円(税込) 専門家謝費(片道単1,500) $1,500円 \times 2 = 3,000円$ (税込) 合計 223,000円(税込)
2 テレワーク用通信機器の導入 テレワーク用通信機器を導入し、労働者が自宅等でテレワークを実施する。 対象となる労働者は10名予定	3月2日	①USB型テレワーク用通信機器購入費 $(¥25,000 \times 10台) = 250,000円$ (税抜) ②ソフトウェアインストールなど初期設定費用 $(¥3,000 \times 10台) = 30,000円$ (税抜) 小計 280,000円(税抜) 消費税 28,000円 合計 308,000円(税込)
3 労働管理に関する研修 実施項目ごとに、計画の進捗が把握できるように、できるだけ具体的に記入してください(実施時期、対象者数、導入機数等)。	3月中旬	専門家謝金(¥100,000) 100,000円(税抜) 小計 100,000円 消費税 10,000円 合計 110,000円
4 労働管理担当者を対象とした研修の開催 テレワークの労働管理に詳しい外部専門家を講師として招き、テレワークの導入に伴う労働管理、就業規則の見直しなどについて、労働管理担当者を対象に研修を実施する。 ○参加者:労働管理担当者5名	3月中旬	①資料印刷費(¥300×5部) 1,500円(税抜) ②講師謝金(¥20,000×3h) 60,000円(税抜) ③講師謝費(¥往復3,000円) 5,000円(税込) 小計(税抜) 61,500円 小計(税込) 63,000円 消費税 6,150円 合計 75,650円(税込)
5 労働者に対する研修 テレワークを実施する労働者に対して、就業上の留意点などについて、説明会を実施する。 ○対象となる労働者数:10名	3月中旬	①資料印刷費(¥300×10部) 3,000円(税抜) ②講師謝金(¥20,000×3h) 60,000円(税抜) 小計 63,000円(税抜) 消費税 6,300円 合計 69,300円(税込)

既に実施したものか、これから実施するものかわかるように記載してください。

※「事業」は「1」に基づき、「研修」か「税抜」のいずれかを選択してください。

事業実施期間中に実際に発生する料金のみを記入してください。

事業を実施するために必要な経費の支出根拠が分かる書類を提出してください。内訳は見積書記載の項目と対応させるようにしてください。

○令和2年2月17日から交付申請日までには事業を実施している場合は、
 ・事業を実施したことが客観的にわかる資料(コンサルティング報告書、本研修の就業規則、納品書、領収書、研修資料等)を添付してください。実施した日が及び金額内訳が確認できるものに限り、
 ・領収書など費用を支出したことが確認できる書類を添付してください。実施した日が確認できるものに限り、

(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)
様式第1号別添(続紙2)

(2) 所要額計	780,950 円
(3) (2) の額に 1 / 2 を乗じた額 (1,000 円未満切捨)	390,000 円
(4) 国庫補助所要額 (3) の額。ただし (3) が 100 万円を超える場合は 100 万円。	390,000 円

消費税率を助成対象経費に含めている場合は、税引額を記入してください。

100 円未満を切り捨てた数字を記入してください。



交付申請時の提出書類一覧

番号	書類名	部数	備考
1	交付申請書（様式第1号）	原本1部	
2	事業実施計画（様式第1号別添）	原本1部	
3	登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）	原本1部	事業主住所、代表者職氏名等を確認できる書類
4	労働者災害補償保険法の事業主であることを確認するための書類（「労働保険関係成立届」又は直近の「労働保険概算保険料申告書」。労働保険事務組合委託事業主の場合、「労働保険関係成立届（事務処理委託届）」又は直近の「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」）	写し1部	
5	中小企業事業主であることを確認するための書類（資本金の額または出資の総額や常時使用する労働者の数が確認できる書類）	写し1部	3 登記事項証明書で確認できる場合は省略可



6	(令和2年2月17日から交付申請日までに事業を実施している場合) 事業を実施した日及びその内容が客観的に分かる資料(コンサルティング報告書、改訂後の就業規則、納品書、契約書、研修資料など)	写し1部	
7	(令和2年2月17日から交付申請日までに事業を実施している場合) 実施した事業に要した費用の支出に関する資料(領収書の写し、費用の振り込み記録など。支出した日付が確認できるものに限る。)	写し1部	
8	見積書等(事業を実施するために必要な経費の算出根拠がわかる書類) ※見積書の発行を受けることができない場合、例外的に見積書以外の資料によることを認める場合がある。	写し1部	

見積書の有効期間を超過する見込みである場合、「事業の実施において、価格が変動しても超過分の差額が発生した場合、差額は申請しない」趣旨の文章を、欄外に補足事項として記載願います。



9 問い合わせ、申請書類等の提出先

時間外労働等改善助成金（テレワークコース）に関するお問い合わせ、申請書類等の提出は、以下にお願いします。

提出方法は、郵送、相談センター窓口へ持参及びメール（申請書原本は郵送の上、他の書類をメール）により、提出してください。



提出方法はメールでもOKです。
(申請書原本は郵送する必要があります)



【ポイント】

- ・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小事業主
- ・テレワーク用通信機器の導入・運用やテレワークの就業規則の作成費用、専門家の費用などが対象
(パソコン・タブレット・スマホの購入費は対象外)
- ・補助率は2分の1 (上限は1企業100万円)
- ・事業実施期間中に助成対象の取り組みを行うこと
- ・テレワーク実施の労働者が1人以上いること
- ・助成の対象となる事業の実施期間は
令和2年2月17日～5月31日

今回は特例で期間限定です！
財源の範囲なのでお早めに。

